

## 建設工事請負一般競争入札公告

社会福祉法人「名護学院」の発注する「本部海陽園改築工事」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

平成 30 年 10 月 26 日  
社会福祉法人 名護学院  
理事長 崎 濱 秀 政

### 記

#### 1. 工事の概要

- (1) 工事名称：社会福祉法人 名護学院  
本部海陽園改築工事
- (2) 沖縄県国頭郡本部町字谷茶 268 番地
- (3) 工事内容：改築工事・鉄筋コンクリート 地上 1 階建て 8 棟、地上 2 階建て 1 棟  
建築工事、電気設備工事、給排水衛生工事、冷暖房設備工事、造成工事、外構工事、  
解体工事等
- (4) 工事期間契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで（但し、国、県の許可を得て、工期を延長する場合もある。）
- (5) 設計金額：非公開
- (6) 建物構造：鉄筋コンクリート造 地上 1 階建て 8 棟、地上 2 階建て 1 棟

#### 2. 施設の概要

- ① 管理棟 1 棟
- ② 利用者棟 3 棟
- ③ 高齢重度棟 1 棟
- ④ 職員棟 1 棟
- ⑤ 厨房棟 1 棟
- ⑥ 自活訓練棟 1 棟
- ⑦ 日中活動棟 1 棟

#### 3. 面積

総床面積：2, 117.42 m<sup>2</sup>  
建築面積：2, 237.36 m<sup>2</sup>

#### 4. 入札方法

一般競争入札

#### 5. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生手続き又は再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、沖縄県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、沖縄県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、沖縄県及び県内自治体の契約に係る暴力排除措置要綱に基づく入札除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業の許可を有すること。（建築工事特 A クラス）
- (6) 建設業法 26 条に定める専任の主任技術者または管理技術者を配置することが出来ること。
- (7) 対象工事に係る設計業務等の受注者ではなく、当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。
- (8) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国、都道府県及び沖縄県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を 2 回以上受けてない者。

#### 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間は公告日（10 月 26 日）から平成 30 年 11 月 7 日まで。  
但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間  
10 時から 15 時まで。
- (3) 提出書類  
ア・会社案内・会社経歴書  
イ・法人登記簿謄本  
ウ・建設業許可証明書の写し  
エ・配置予定技術者の資格を証する書類の写し  
※提出種類は返却いたしません。
- (4) 提出方法持参のみ（事前連絡必須）  
※ 締切日 平成 30 年 11 月 7 日（水曜日）必着

(5) 提出・問い合わせ先

住所 〒905-0005 沖縄県名護市字為又 1015 番地 1

社会福祉法人 名護学院

担当者：法人事務局 森田優豊

TEL : 0980-52-2277

FAX : 0980-52-6644

E-mail : [y-morita@santachi.com](mailto:y-morita@santachi.com)

※問い合わせは原則メールにてお願いします。

6. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書「入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書 (CD-ROM)」を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配布した図面・仕様書 (CD-ROM) は入札日に持参し、返却するものとする。

7. 入札日程等

- (1) 公告日 : 平成 30 年 10 月 26 日 (金)
- (2) 受付締切日日時 : 平成 30 年 11 月 7 日 (水) 15 時まで
- (3) 設計図書等配布期限 : 平成 30 年 11 月 7 日 (水) 15 時まで
- (4) 質疑書提出期限 : 平成 30 年 11 月 8 日 (木) 15 時まで  
※質疑回答期限 : 平成 30 年 11 月 16 日 (金) 17 時まで
- (5) 入札予定日 : 平成 30 年 12 月 19 日 (水) (即日開札)  
※時間、場所は入札説明書により通知する。
- (6) 契約予定日 : 平成 30 年 12 月 26 日 (水)

8. 入札方法

- (1) 予定価格の範囲内で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(入札は 2 回までとする。)
- (3) 上記 (2) によっても落札者がいない場合は、①の場合に限り下記の条件を遵守したうえで、交渉による随時契約を行うものとする。
  - ① 希望者に契約締結の意思がある場合 (最低価格で入札した者に契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
- (4) 落札者とすべき同額の入札をしたものが 2 社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

## 9. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出させること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 8 相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては、入札当日に入札金内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為は行わないこと。
- (6) 入札に参加する者の数が 1 人であるときは、入札を執行しない。
- (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者が入札
  - ② 郵便、電報、談話及びファクシミリによる入札書を提出した者がした入札
  - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印がないもの
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
    - ウ 押印された印影が明らかでないもの
    - エ 記載すべき事項の記入がないもの、又は記入した事項が明らかではないもの
    - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
    - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - キ 2 以上の入札書を提出した者、また 2 以上の者の代理をしたもの
  - ⑦ 前項目に定めるもののほか、その他広告に示す事項に反した者が入札したものの契約方法等

## 10. 契約

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。  
（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保障措置は、工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額

を保証) によることとし、工事完成保証人制度は採用しない。

- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の本法人で承認を受けた 1 週間以内とし、1 週間以内に契約の締結が出来ない場合は、契約の意思がないものと見なし、2 番目に低価格で入札した業者と契約することができる。なお、契約締結については、消費税率引き上げに関する経過措置対象契約とし、支払時期に関係なくすべての工事支払いについては消費税 8%とする。
- (7) 落札決定から本契約までの間に沖縄県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 2 条に規定する入札参加措置を受けた者は、本契約を締結できない (契約辞退を申し出るものとする)。
- (8) 請負代金の支払い、時期に関しては、本法人、施工会社との調整の上決定する。

#### 1 1. 特約事項

- (1) 本件は、平成 30 年度 ZEB 実証事業採択案件である為、一次エネルギー削減率は申請時以上の値となること。なお、建物設備機器等の変更を行う場合一次エネルギー削減率の根拠となる資料の提出が必要となります。交付決定時から一時エネルギー削減率の値が下回る場合は、交付決定取り消しとなる場合があるので入札は無効となります。  
交付決定時の一時エネルギー削減率は 52.2%です。
- (2) 建築物の性質上、完成後の保証期間を 10 年間とし、自然災害時等の影響を含む不具合が生じた場合の対応については、迅速に対処ができることを条件とします。